



● E C I 方式において適用する交渉等技術資料作成業務について

業務の目的

E C I 方式における①三者（発注者、設計者及び優先交渉権者）間の調整・協力を資する技術資料の作成及び②三者間の設計協力協定に基づく施工時における条件変更等に伴う設計図書等を変更するにあたり、発注者と施工者間の調整に資する技術資料の作成等を行い、発注者の指示に基づく設計、技術協力、施工に関する技術的な補完を行う。

【通知文書】設計段階から施工者が関与する方式（技術協力・施工タイプ）において適用する交渉等技術資料作成業務の手引について（防整技第790号。令6.1.18）

